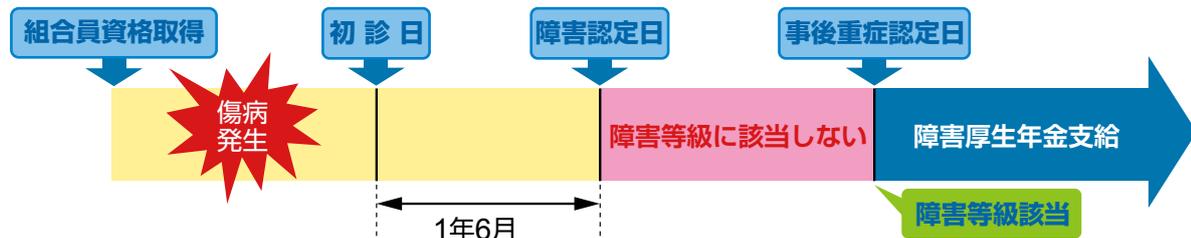


3. 事後重症となる場合

障害認定日には障害等級に該当しなかった方が、その後65歳に達する日の前日までに傷病が障害等級に該当する状態になった場合、障害厚生年金を請求することができます。



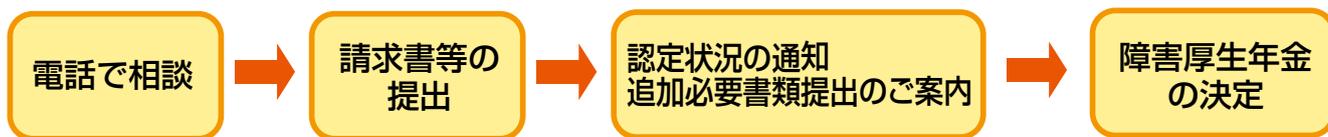
4. 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方で、障害等級3級以上の認定を受けた方が対象となります。組合員でないことを要件に満額支給開始年齢前でも、満額の年金及び加給年金額を請求することができる制度です。

5. 障害手当金

組合員である間に初診日のある傷病が5年以内に治り、障害等級3級よりやや軽度の障害の状況であり、保険料納付要件を満たしている場合に支給される一時金です。

6. 請求手続き



互助会事業に関するアンケート
にご協力ください！



お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4120

互助会では、今後の事業充実を図る一環として、ホームページを利用したアンケートを実施します。また、新しい試みとして年度末に配付しているダイアリーのカラーも、アンケートで決定したいと思います♪ 多くの会員の皆様の声を聞かせていただき、より魅力ある事業を展開していきたいと考えておりますので、是非、ご意見をお寄せください！

【アンケート実施期間 9月10日（火）～12月20日（金）】

※ダイアリーのカラーについては、10月31日（木）まで。

5色の中から
選んでね！

互助会ホームページへアクセス!!
<http://www.chibagojo.or.jp/>



フォーカス
ベージュ

フォーカス
イエロー

フォーカス
アップルグリーン

シルビア
スカイ

シルビア
レッド